

宮城県受動喫煙防止対策検討会議 議事録

日時：平成26年7月31日（木）

13:30～15:00

場所：県庁7階 保健福祉部会議室

（出席者）

相田構成員，阿部構成員，上村構成員，小坂構成員，小林構成員，今野構成員，鈴木構成員，高橋構成員，富永構成員

（欠席者）

なし

（次第）

- 1 開会
- 2 議事
 - （1）「宮城県受動喫煙防止ガイドライン」中間案について
 - （2）その他
- 3 閉会

（配布資料）

- 資料1 宮城県受動喫煙防止ガイドライン（中間案）
- 資料1－1 宮城県受動喫煙防止ガイドライン（素案）に対する意見と対応について
- 資料1－2 宮城県受動喫煙防止ガイドライン（素案）
- 資料2 「受動喫煙防止宣言施設」登録制度について（案）
- 資料3 「受動喫煙ゼロ週間」について（案）

1 開会

（司会）

本日は、お忙しい中御出席いただき、誠にありがとうございます。

開会に先立ちまして、本日お配りしております資料を確認させていただきます。会議資料は、次第と資料1，資料1－1，資料1－2，資料2，資料3までございます。

資料の不足がございましたら挙手願います。皆様よろしいでしょうか？

なお、本会議は、情報公開条例第19条の規定に基づき、公開とさせていただきます。

会議を開催する前に、今回は、前回欠席のお2人の構成員の方に御出席いただいておりますので、ご紹介したいと思います。

- ・宮城労働局労働基準部健康安全課長の 阿部一夫様でございます。
- ・公益財団法人宮城県生活衛生営業指導センター副理事長の 上村孝様でございます。

それでは、只今より、第2回宮城県受動喫煙防止対策検討会議を開催いたします。

これからの進行につきましては、開催要綱第4第2項の規定により、小坂座長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

2 議事

(小坂座長)

今回は皆様から色々な意見をいただきまして、ありがとうございました。なかなかデリケートな問題も含むとは思いますが、宮城県民の健康を守るという長期的な視点、その目標に向かった視点で、御意見いただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは次第に従って進めてまいります。議事「(1)「宮城県受動喫煙防止ガイドライン」中間案について」検討したいと思います。

今回は素案を検討し、様々な御意見をいただきましたが、欠席された構成員のお二人からも後日御意見をいただいております。それらの意見を考慮した上で、中間案を作成したということでございます。それでは、早速事務局より全部説明していただいた後、意見をいただきたいと思います。

(事務局)

資料1, 資料1-1, 資料1-2 説明

(小坂座長)

事務局の方からご説明いただきました。

本文に関する事、登録制度、週間に関する事とありましたので、少しずつ分けて検討していきたいと思います。

まずガイドライン中間案から検討したいと思います。中間案の最初から10ページのところまで、御質問、御意見等ありましたらお願いします。

(鈴木構成員)

8ページ、(4)関係機関による取組の方向性のところで、この表の右側の部分の関係機関ですが、教育機関、医療保険者など非常に重要な機関が△しかありません。

最初の妊婦や未成年者の項目の文章の最後に研修会の実施とありますが、研修会に限定ではなく「など」とかを入れ、さらに、ここは全部○以上でないといけないんじゃないかなと思います。すべて主体的に実施可能なものではないかと思う。また、文章の一番最初のところは、括弧をとって「妊婦や未成年者の喫煙防止、・・・」とし、すべての機関で○以上、◎でもよいと思います。教育機関が△しかないのはおかしいのではないのでしょうか。

(富永構成員)

やってますよね。子ども達に向けては。

(高橋構成員)

高校でもやってますからね。

(鈴木構成員)

括弧書きで人材育成と表記しているが、人材育成も含むということでしょうか。

(事務局)

人材育成も含むという意味です。この部分につきましては、みやぎ21健康プランから引用しています。

(小坂座長)

そのままではなく、形を変えてはどうでしょうか。すべてが関わる場所なので。

(事務局)

もう少しいい形で表記したいと思います。

(小坂座長)

◎のところは、強調したいとか、△というのは中途半端な気がするのですが。関係ないわけじゃないので。

そこを事務局に直していただけるように意見を出していただけると。

(小林構成員)

方向性なので、強力に書いてもいいのではないのでしょうか。ちょっと遠慮がちだと思う。

(事務局)

受動喫煙防止の観点から、今後是非お願いしたい取組については、17ページ以降の役割に記載しています。今、御覧いただいているところ(8ページ)は、現在のプランではこういう位置づけになっていますということを御紹介するために記載しましたが、ただ紛らわしい部分もあるので、工夫をしたいと思います。

(小坂座長)

ページも最初の方なので、目立つところもありますし、各事業所でどのような取組をやっていくかということを考えると、項目だけ方向性を書いておくというのもいいと思いますが。

(今野構成員)

第1回目のときも質問させていただいて、アンケートの結果ですよということだったと思いますが、変えてしまうと「第2次みやぎ21健康プラン」と違ってきてしまうと思うので、全くタイトルを変えた方がいいのでしょうか。

(富永構成員)

方向性の項目だけにした方がいいかもしれませんね。

(事務局)

右側の○△が誤解を生むということであれば、取組内容の文章のみを記載したほうがいいでしょうか。

(高橋構成員)

方向性だから、ぜひ、頑張ってくださいということでもいいと思うので、教育機関は△でいいと誤解を招くのではないのでしょうか。

(鈴木構成員)

取組内容だけでいいかもしれないですね。

(小坂座長)

ではその方向でよろしいですね。その他、ございませんでしょうか。

(阿部構成員)

6ページの「3背景」の「(3) 職場における受動喫煙防止対策」についてですが、書きぶりとして労働安全衛生法、新成長戦略を記載していただいています。職域の分野では、昨年、国が、第12次労働災害防止計画を5ヵ年計画(平成25～29年)で策定しています。この中で当面の目標として職場における受動喫煙を受けている労働者の割合を15%以下とするとされており、これを基に進行しています。国の計画の中で、5年後には15%を目指していることを触れていただけるとありがたいです。

その下の「また、労働安全衛生法のが」と、「の」の誤字がありました。

(小坂座長)

数値目標が国から示されているのであれば、記載すべきと思いますが、よろしいでしょうか。

(高橋構成員)

5ページの受動喫煙のPM2.5に読みがなは、いらぬのではないかと思います。

(小坂座長)

なくてもいいですかね。

(事務局)

説明の追加をさせていただきます。3ページ目の②の「また」以降ですが、座長の小坂先生からデータをいただいた中で、新しく適切であろうということで、グラフはございませんが、文章のみで、子どもの喘息と喘鳴について一部数値も入れながら記載させていただきました。

また5ページ目の(4)については高橋先生から御紹介いただいたものの1つで、法律によって屋内の喫煙が禁止された国の法律施行の前後で各種疾病の相対リスクの減少状況について、引用させていただきました。

その他、PM2.5についても追加しています。

(小坂座長)

5ページ目の法律によって屋内喫煙の禁止は色々な地域の取り組みが出ていますが、ほとんどやったところすべてであつという間に心筋梗塞が減っているというのは世界的にも報告されていますので、イギリスだとパブとか飲み屋も含めての規制になりますが、法律による影響というのは大きくなっています。我々の作るガイドラインにも重要な意味を持つと思います。

それから、小林委員から前回、数値を書いてほしいという御意見をいただいていたのですが、今回一般向けであること、メタアナリシスという多くの文献を集めて解析し、サンプルサイズを書きにくいというのがありますので、出典を書いて、事務局に全部文献を置くこととしました。

他によろしいでしょうか。他になれば11ページから15ページまでのところを検討していきたいと思います。前回色々な議論になったところですが、11ページのステップアップというのが前回なかったところですし、それぞれに図が出ていて分かりにくいということで、12ページに集約していただいたということ

(富永構成員)

11ページのところの分煙の記述なのですが、ステップアップということで段階的にと私からもお話をさせていただいたのですが、真ん中のあたりで、「このほかの空間分煙としては喫煙場所を区画化または特定して、喫煙場所と禁煙場所の境界に衝立とかカーテン等を置き」とあるのですが、「衝立とかカーテン等を置き」という言葉を入れてしまうと、これでいいやという考えになってしまい、危険だと思うのでこの言葉は抜いてほしいと思います。段階的というイメージはあるのですが、お墨付きを得たと思われては困ることと、また、排気装置なしのところは分煙という枠には入らない気がしますので、修正をお願いできればと思いました。

(小坂座長)

この分煙のところ大事なところかなと思っているのですが、どうですか。

ステップアップというところで、ステップアップすればいいということになきにしてもあらずというところを気にしているのですが。

12ページにそれ以外の分煙について記載され、下のほうで不完全であることは記載されているのですが。この記載についていかがですか？

(富永構成員)

できれば記載しないほうがいいかなという思いもあるんですが。

(高橋構成員)

カーテンや衝立は何も効果がないということだから、あえて、文章で書いていると衝立、カーテンをしていたら分煙でいいんじゃないかと考えられると思います。確かに11ページで「十分な効果があるとはいえませんが」と断ってはいますが、この文章のこの部分を全て消して、「受動喫煙防止の観点からは十分な効果はありません」という文章がくれば、カーテンとか具体的なものを書かない方がいいのではないかと思います。

(相田構成員)

ステップアップのところも、「分煙のところに十分な効果はありません」と記載しないと分からない。

(高橋構成員)

排気装置がないというのは、分煙とはいえないのではないのでしょうか。

(相田構成員)

星1つ2つもいらないのではないのでしょうか。

(小坂座長)

どこまで表記するかですよね。仙台市のガイドラインを見ると、完全分煙でも不十分だとなっていますので、この辺の話をどうするか。ここ大事なところだと思います。1つだけ分煙を出せばいいのかという議論もあると思います。

(鈴木構成員)

よくまとめていただいて、ご苦勞されたろうなと感じてました。今、指摘されましたように、分

煙というのは悩ましいですね。ただステップアップのところの分煙を見ると、12ページの図のところ、見た方にどのように受け止められるのかというのは、気になりますね。

(小坂座長)

ステップアップのところの分煙2つは入らないという可能性もありますね。1つにまとめるか、表記しないか。

逆にいうと、現在自分の職場はどこにあるかという意味では、自分のところはどこにあるということを確認し、先に進むということで書いていただいたと思うんですが。

ステップアップの矢印を途中から示すというのも一つの案かとも思うのですが。

(小林構成員)

ここがスタートラインで、その他はスタートラインにも立っていないんですよということを意識してもらえるといいと思います。

(高橋構成員)

専門に禁煙のことをやっている方々は、分煙は、分煙という言葉がないくらいまやかしたと、時間分煙はかなり喫煙した粒子がいっぱい残っているということ。洋服についたり、テーブルについたりしているので、あえてこの分煙を詳しく説明するというのはどうかなと思います。分煙では不十分だよという文章をここの中に入れればいいのではないのでしょうか。

(小坂座長)

では文章の中にも書いて、図は矢印の位置を変えるということでしょうか。

(高橋構成員)

図も完全分煙からスタートするんだというふうにした方がいいと思います。

(小坂座長)

12ページの下のそれ以外の分煙については、示してあまり効果がないというのであれば、全く示さないという方法もあると思います。完全分煙以外では、あんまり意味がないということを知ってもらえるとありがたいですね。

(鈴木構成員)

受動喫煙防止としては完全分煙からですという宮城県の定義を、図で示して、それ以外の分煙というのは、効果がないと言い切れるか難しいところですが、そういう説明があるといいと思います。受動喫煙防止対策は、完全分煙からですよと示せばと思いますが。

(富永構成員)

ガイドラインだから、これが基準になっちゃうので、あまい感じがあると、これでいいんだということになってしまうといけないと思います。

(小坂座長)

事務局、いかがでしょうか。

(事務局)

受動喫煙防止対策の基準は完全分煙からという趣旨の表記とさせていただきます。ただ完全分煙は費用がかかり、難しい事業所もあることから、その前段階のステップとして、こういう分煙の形もあるということでの残らせていただいて、ただ、スタートは完全分煙からということにさせていただきます。

(小坂座長)

図はどうしますか。

(今野構成員)

図はできれば残していただきたいと思います。

(高橋構成員)

こういうやり方も無いわけではないんですがということで、文章では、完全分煙以外では、受動喫煙防止はできませんよということを入れたほうが良いと思います。

(小坂座長)

ではそういうところでよろしいですか。

次に13, 14ページのところも、前回、若干もめました。社会福祉施設も色々あるので(2)に入れるのは難しいという説明がありました。特に、子どもに関しては(1)に入れておりましたし、社会福祉施設、特に認知症高齢者の施設は難しいところもありますしね。

15ページの図は、色々苦勞されたと思うのですが、いかがですか。分かりやすくなったと思うのですが。

(小林構成員)

送っていただいたのと、違うんですが。その後の議論で、変わったのでしょうか？

(事務局)

送ったあと、小坂先生にアドバイスをいただいて、変更しています。

(小坂座長)

たくさん人がいるとそれぞれ7メートルなので、正確じゃないということと、前の図だと、たばこから離れて生活しているイメージがあり、吸わない人が囲われて生活しているように見えたので今の図の方がいいかなと思ったのですが。

(小林構成員)

前の図の方が、吸う人がこんなに肩身が狭いのかという風に見えて、前の方がいいかなと思ったのですが。

(高橋構成員)

今回の新しい方がすっきりしていると思います。

(小坂)

肩身の狭いというのは、吸わない人がということでしょうか。

(小林構成員)

前の方は、吸う人が肩身が狭く見えて、今の方が、吸う人が守られているように見えたのですが、実際に半径7メートルというのはどのくらい保障されているかという点とあまりないと思うんですよね。

(小坂座長)

欄外に7メートルについては、説明が記載されています。

他にご意見なければこのままでいきたいと思います。では、16ページから20ページまで行きたいと思います。

16ページの図は、スローガンが外に出てきたのですね。

(事務局)

県民が、他の施設と並んでいるとおかしいということで、県民を輪の中に入れ、輪のところは、家庭としスローガンを出しました。

(富永構成員)

家庭の図が豪華だなと。

(高橋構成員)

外国の家のようなですね。

(小坂座長)

普通の家に変えましょうか。

(富永構成員)

19ページのところの受動喫煙の環境づくりで、登録制度ですが、ガイドラインに入れるのか、要綱のようなものに入れたらいいかは分からないのですが、これは自発的な申出というイメージですよね。それ以外にも、県民からの推薦なども取り入れたらどうなんだろうと思いました。言葉としてどう書くか分からないのですが、その辺のニュアンスも入れてもいいかなと思いました。

(小坂座長)

その点いかがでしょうね。関係団体を通じてお願いはしても飲食店が自らというなかなか難しかった場合に、他の人が推薦するという点ですよね。

(富永構成員)

他の人に、こういう取組があるから是非どうですか、というのを教えてあげてはどうかと思いますが。

(小坂座長)

このガイドラインにどこまで書き込むかというところだと思うのですが、この資料2に関しては、

どこかで揉むんでしたでしょうか。

(事務局)

ガイドラインが確定後に、再度県の内部で検討しますが、特に外部の方の意見を聴くという予定はないので、本日、御意見いただければと思っていました。貴重な御意見ありがとうございました。

(小坂座長)

全然そうじゃないのに、勝手に誰かが間違っただけで推薦した場合どうするかというのも課題になりますね。

(富永構成員)

要件が決まっていれば大丈夫ではないかと思います。そういう道もあるということを示せばと思いました。

(小坂座長)

登録の際には、県が事前に確認するんですか？

(事務局)

確認はしない予定でした。

(小坂座長)

逆に違ったら違った場合の仕組みも必要ですかね。

(高橋構成員)

ステッカーを貼っているのに、実は、違いますよと誰かがいうこともありますよね。

(富永構成員)

途中で方針が変わることもありますしね。

(小坂座長)

広くいろんな人達に関われる仕組みの方がいいですかね。

(富永構成員)

全面禁煙の店が東北には少ないと朝日新聞にも載ってましたね。全面禁煙のお店に行きたいという希望もあると思うので、そういう意味でも広がればいいのかね。

(小坂座長)

19ページの文言の中というよりは、資料2の中で盛り込んでいけばいいでしょうか。

(事務局)

実際の運用の中で、示していければと思います。

(小坂座長)

資料2の内容について、今出た意見を踏まえていってもらえればと思います。

資料2と宣言施設のステッカーのイメージがありますが、結構大きいのですが、他のサイズのバージョンとかあるのでしょうか。どんな質感か、外に貼っても大丈夫なのかなどどうですか。

(事務局)

小さい方がいい店とか色々あると思うので、これから、いろいろなバージョンを考えていきたいと思ってます。

(小坂座長)

これで決定という訳ではないんですよ。

(鈴木構成員)

飲食店はこれを売りにしたいと思うのですが、要望に合わせて、様々なサイズのものが必要なのかなと思います。貼ってあるのに吸ってたとか、あそこはおかしいよということを受け付ける窓口はあるのでしょうか。飲食店は入れ替わりが激しいので、前のお店が貼ったままでやっているところもあると思うので、登録する期間を決めるとか、この資料1枚だけではなくいろんな取り決めが、必要になってくるのではないかと思います。ガイドラインとしては、この内容で十分だと思います。分煙なしで、敷地内禁煙と建物内禁煙だけですよというハードルは高いですがこれでいいと思います。あとはやり方だけかなと思います。

(小林座長)

「未来を担う人々の健康を守るため」というモットーになっていて、未来を担う人たちのイメージでこの赤ちゃんむすび丸が来ているのだと思うのですが、未来を担う人だけでなく、すべての人の健康を守ることが大事なことだということが提示できればいいと思います。

(小坂座長)

これは、赤ちゃんむすび丸なんですか。

(事務局)

アニメむすび丸です。赤ちゃんという訳ではありません。

(小林構成員)

子育て応援団でやっているポスターと似ているので、赤ちゃんのイメージが強いです。お母さんたちにはいいのですが、高齢者の方々が自分のこととしてとらえられるかが疑問でした。

(事務局)

本日配布したイメージ図のむすび丸が本来のアニメむすび丸になっています。

(小林構成員)

子育てのポスターとは、目とか違いますね。お目付け役という感じなのでしょう。

(事務局)

イメージで、何も無いのもと思って作ったものですので、今後、よりいいものに見直していきたいと思います。

(小坂座長)

各委員からも、もう少しこうして欲しいなど、実際に貼る立場として意見があれば、今言っておけば対応してもらえるかもしれませんので。

(高橋構成員)

小林委員の言ったとおり未来を担うというのは大事なんですが、「県民すべて」とか「人々の健康を守るため」という言葉の方がいいのでしょうかね。

(相田構成員)

「ありがとうきれいな空気」というのがあるんですが、全く知らない人が見たら、何なんだろうと思うような気もするので、一目見て、たばこを気にしなくて入れるお店だということが高齢者などにも分かるようにした方がいいと思うのですが。きれいな空気と言われても、たばこ関係していると思わない人も多いのではないかと思います。

(小坂座長)

実際に貼る方の組合の方々の意見も聞きながら作成していただくと分かりやすくいいものができるのではないのでしょうか。文言は確かに、未来を担う人々というよりは広く捉えてもいいですかね。

では、また本文に戻っていただいて、役割というところで(3)も管理者(施設長・経営者等)ということで、変わっておりますが。

(鈴木構成員)

整理していただいて、ありがとうございます。それで、大分、分かりやすくなったのですが、(1)のところ、喫煙者のマナーというのがあるのですが、「妊産婦や子どもの周囲」とありますが、「子ども」だけでなく、「未成年者」としていただいたほうがいいのではないかと思います。この表現は、宣言的な表現となっているのですが、「特に、」のところからは説明文になっている。同じように(3)の①のところ3段落目「また、」のところも説明文になっているので、表記方法を変えた方がいいのではないかと思います。いらない訳ではなく、あった方がむしろいいと思うのですが、なんか上の表現が「たばこを吸いません」と主体的に宣言しているので、同じような感じに直してはどうでしょうか。

あと、18ページ②の最後のところの「車」は素晴らしいですよ。よく考えていると思いました。これ結構あるんですよ。大変いいものが入っているなと思いました。特に事業所だけをずっと注目していたのですが、営業活動を含めて、外に出て行って仕事されている方も多い中で、社用車も含めて禁煙を薦めていかないとだめですよ。

(小坂座長)

車の中は、凄い高濃度になりますからね。大事な意見かなと思います。鈴木さんの意見に対して事務局いかがですか。

(事務局)

表現を工夫させていただきます。

(鈴木構成員)

未成年者は重要なところで、勤務先というのは、高校、中学を卒業した未成年者が大勢勤めているので、職場の中で、先輩や上司が吸っているところにさらされていることが往々にしてあります。未成年者への対策というのは、先輩が吸っているとかテレビで見たとか、カッコイイというところから入って吸い始めますので、メディアも含めてたばこを吸っているところを見せないというのが重要だと思います。アメリカでは、たばこを吸っている漫画があると、キャラクターが持っているたばこがキャンディーになっているそうですね。それほど見せないと聞いておりますので。

宮城県はメタバースト2位で、喫煙率がワースト3位くらいですよ。宮城県として独自の受動喫煙防止の活動、テレビでたばこ吸っているのを見せないとまではできませんとは思いますが、そのようなレベル感のものができないかと思いますが。他とはちょっと違うよというのがあってもいいのかなと感じたんですね。

(小坂座長)

17ページの(1)のところ、「非喫煙者の取組」というのはどうですか。

(高橋構成員)

いらぬような気がします。

(相田構成員)

県庁の裏口から入ることはできなくなってしまうですね。

(小坂座長)

2つ目をアピールするという意味にもとれると思うのですが。

(高橋構成員)

非喫煙者は何をするかというと自分自身を守ることだから、あえて言わなくてもいいと思います。当然なので。

(小坂座長)

こういうことをしなくても済む環境づくりが大事ですかね。
他の委員の意見も聞きたいと思うのですが、阿部委員はいかがですか。

(阿部構成員)

非喫煙者というのは、あまり見ない言葉なので記載しなくてもいいのではないのでしょうか。

(小林構成員)

一番上の「受動喫煙への理解」の中に含まれるのではないかと思います。害に気が付かないで、そこを避けないでしまう人もいるという意味の非喫煙者であれば、例えば妊娠した女性が、たばこを吸う人のところに近づいて受動喫煙することで害があるんだよということを知ることとか、「受動喫煙への理解」のところに非喫煙者も理解して自分の身を守るというニュアンスもあると思うので、あえて書かなくてもいいかと思いますが。

(小坂座長)

普通、喫煙区域って分かりますかね。自分の職場だったら分かるでしょうけど。「受動喫煙への理解」の中にいれるのか。2つ目を強調したいとか。ガイドラインのなかに非喫煙者を入れるのではないと思いますが。たばこ吸う人も吸わない人も県民全体というところなんだと思いますが。

(富永構成員)

2つ目は、確かに強調して、せつかく作る受動喫煙防止施設を増やして行って応援するよという意味合いなんだなと思いました。

(事務局)

2つ目は残させていただきたい。1つ目は確かに近づきたくて、近づいているわけでもないの。

(高橋構成員)

「受動喫煙への理解」のところに飲食店を積極的に利用しますと入れた方がすっきりするかもしれませんが。

(小坂座長)

理解と行動とすればいいかもしれませんが。事務局におまかせしてもいいですか。

(事務局)

では座長預かりと言うことで、後で御相談させていただきたいと思います。

(高橋構成員)

18ページの「③従業員に対する役割」ですが、いずれも「～よう努めます」となっていますが、心の中で努めているだけで実際には何もやっていないということもあるので、「努めます」では弱いのではないかと思います。

これはあくまでも理想の役割をうたっているわけですから、受動喫煙のない職場を実現するために、もう少しいい言葉をとるのですが。これはあくまでも目指す目的ですから、「社用車内は禁煙にします」とか、「配慮します」とかとした方がいいのではないのでしょうか。

(小坂座長)

いかがですか。

(阿部構成員)

従業員に対する役割の最初のポツですが、ここに書いてあることはその通りですが、表現としては弱いかと思います。

職場における受動喫煙対策としては、平成15年にガイドラインが出されていて、その中で経営首脳者に対して求めているかを見てみたのですが、「喫煙対策に強い関心をもって、適切な喫煙対策が労働者の健康の確保と快適な職場環境の形成を進めるために重要であることを、機会のあるごとに全員に周知するとともに、対策の円滑な推進のために率先して行動すること。また、経営首脳者は、衛生委員会等の場を通じて、労働者の喫煙対策についての意見を十分に把握すること。機会のあるごとに全員に周知するとともに、対策の推進のために率先して行動すること」と喫煙対策が非常に重要であると述べていますので、これらの表現的なものを入れてもらいたいと思います。「努めます」と

いうのは弱いかと思います。

(小坂座長)

今のところ、資料出てますか？その編も参考にしながらということでしょうか。

18ページの保健医療関係団体の役割ですが、2つ目の禁煙を促す情報というのは、具体的にはどういう想定でしょうか。

COPDなのか、流す情報というのは、たばこの害の情報なのか、禁煙に関する情報の提供なのか。少しあいまいだと思います。

(富永構成員)

COPDのイメージだったんですが。分かりづらいですかね。

(高橋構成員)

1つ目に受動喫煙防止教育とあるので、これも情報を流してということでちょっと似たような感じがしますね。

(富永構成員)

それとも禁煙する方法を伝えるというニュアンスでお書きになったですかね。

(事務局)

そもそもたばこは悪いという情報を伝えて禁煙を促すというイメージでしたが。

(小坂構成員)

保健医療関係団体になりますが、医師会としての役割としてはどうですか。

(高橋構成員)

禁煙指導保険医療機関を増やすとか、すでにやっтерることですが、そういうことでしょうか。

指定医療機関を増やして、その情報を県民に知らせるということなら、具体的に書かれたほうがいいですね。上と重複している。

(事務局)

上が教育、下が情報提供と分けたことから記載内容があっさりになったので、2つに分けなくてもいいかもしれません。

(小坂座長)

あと議論していないのが資料3の受動喫煙ゼロ週間です。

なんで10のところについているのか、なるほどと思って、説明を聞いてなるほどと思ったのですが。これいかがですか。

(高橋構成員)

世界禁煙デーは5月の末ですよ。その関連の方が、かなり世界禁煙デーは広まっているので、突然9月にでてもどうかという気もするんですが。

確かに健康増進普及月間に組み込むというのもいいですが、なんとなくちょっと。なんとか週間

なんとか週間と勝手にやると、関心があまり大きくなりたくないんじゃないかと言う気もしますので、できれば5月の世界禁煙デーに合わせた方がいいと思います。禁煙と受動喫煙は根っこは同じだと思うので。

(小坂座長)

いかがですか。

(高橋構成員)

強力に反対ということではないですよ。糖尿病週間とか、ピンクリボンとか年間で色々決まっているのがありますよね。それが突然たばこの問題が9月に出てきたので、5月の方が皆が納得できるんじゃないかと思いますが、健康増進普及月間に合わせるというのであればそれあそれだと思えますが。

(富永構成員)

減塩とか歩こうというのは、この日とか週間というのはあるんですか？

(事務局)

まだ、決まってはいないです。

(小坂座長)

5月も両方やったらいいんじゃないですか。世界的に盛り上がっているときに、県としてもアピールして、週間は週間で、色々なメディアとかに触れやすいときにやるというのも一つの方法ですね。

(高橋構成員)

ただ9月だと今年は間に合わないでしょ？

(事務局)

間に合わないです。

(小坂座長)

パブコメして、公表は秋ぐらいでしたでしょうか。

(事務局)

冬です。発表は、第2回のみやぎ21健康プラン推進協議会でオーソライズしていただいて、年内という考えでした。

(小坂座長)

9月にやることは反対ではないが、これだけではなくということですね。これに関しては、県だけでなく、関係団体や事業所さんとか色々協力いただいて総合的に進めるということで、調整が必要だということですね。

(事務局)

色々なご意見があると思いますので、5月にやった方がいいのかメリットとデメリットがあるの

で、もう少し精査して、最終案を第3回にお示ししていきたいと思います。

(小坂座長)

さぞ盛大なものになりますかね。

(事務局)

9月はがん征圧月間でもありますので、9月に想定しています。

(富永構成員)

健康まつりは9月が多いんですか？

(事務局)

9月、10月は、国からも食、運動、たばこのポスターが来たりというのがあるので、9月を考えました。

(小坂座長)

仙台市含めた市町村とも一緒に、やってもらうために調整もだいぶ必要かなと思うので、次の会にまた検討したいと思います。

資料3にある週間の内容についてはいかがですか。これに併せて、医師会、歯科医師会などにも色々やってもらうということでのいるんですかね。

薬剤師会とも、調整して何かということになるでしょうか。

(富永構成員)

そういうことを考えれば9月がいいですかね。

(小坂座長)

資料編はいいですか。パブコメも前半だけですよね。

(事務局)

パブコメは、全部を考えています。

(小坂座長)

今日の新聞にも、日本国民の喫煙率も下がってきているという記事も出ていました。吸う人は少ないということで、大部分の人は吸わない形になってきていますので、吸う人の環境をどうつくっていくのかということもこのガイドラインかと思います。

よろしいですか？言い残した点などありましたら。

ないようですので、では、進行を事務局にお返しします。

3 閉会

(司会)

小坂座長、議事進行いただき、誠にありがとうございました。

それでは、今後のスケジュールですが、本日の御意見を踏まえ、8月中旬から1ヶ月間パブリックコメントを実施したいと思います。

その後、パブリックコメントの意見を踏まえ、最終案を作成し、10月下旬頃、第3回検討会議を開催したいと考えております。

次回検討会議の開催日程につきましては、本日お配りしております用紙にて、日程調整をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(小坂座長)

1点確認ですが、パブコメに出す前に、各構成員には、お送りして内容を確認していただくということですよ。

(事務局)

はい、パブコメに出す前にお送りさせていただきます。

3 閉 会

(司会)

以上をもちまして、第2回宮城県受動喫煙防止対策検討会議を終了いたします。大変お疲れさまでした。